

第18回 農業委員会総会議事録

日 時 令和3年12月27日 13:30～14:39

場 所 役場庁舎 会議室2

出席委員（承認印）

1 番 島次	2 番 埜田	3 番 李	4 番 八田	5 番 柚原	6 番 西野	7 番 水崎
8 番 小山	9 番 鎌田	10 番 真野	11 番 阿部	12 番 松島	13 番 出羽	

欠席委員：李委員、柚原委員

議案説明のため出席した職員：中道事務局長、山下主事

1 開会

2 議事録署名委員の指名

12番 松島委員
1番 島次代理

3 報告事項

- (1) 諸般の報告について
- (2) 12月の業務報告について
- (3) 1月・2月の業務予定について
- (4) あっせん報告について
- (5) 電気通信事業法に基づく電気通信業（携帯電話）の用に供する施設の設置に係る届出について

4 議案

- 第1号 合意解約通知の成立状況の確認について
第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
第4号 現況証明願の承認について
第5号 職権による登記地目変更願について

5 協議事項

- (1) 農地のあっせんについて
- (2) その他

6 その他

- (1) 次回の総会 1月25日（火）午後1時30分から
- (2) その他

事務局長	お疲れ様でございます。 ただ今から第１８回農業委員会総会を開会いたします。 礼を交わします。起立。礼。 本日、柚原委員、李委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。 ただ今の出席委員数は、１１名で定足数に達しております。 それでは、出羽会長の進行でお願いいたします。
議長	皆さん大変ご苦労様です。 それでは、総会を始めていききたいと思います。 日程２の議事録署名委員の指名をいたします。 １２番 松島委員、１番 島次代理、この両名を指名いたします。 続きまして日程３の報告事項に入ります。 （１）諸般の報告について まず私の方からですね。 前回の総会でも言いましたけども、十勝農委連の事務局含め６名の委員がですね、１１月３０日から１２月１日まで要請に行っていました。８つの要請をしてきたわけですけども、内容につきましては別紙用意しておりますのでそちらのほうご覧いただきたいと思います。 以上、報告とさせていただきます。 他、ございますか。
事務局長	はい。事務局から１点、ご報告させていただきます。北海道指導農業士として９月に農業委員会から推薦をしておりました埴田委員が１２月２０日付で指導農業士として認定された旨、北海道の方から正式通知がありました。後日、称号贈呈式が、札幌の開催は難しいということで、管内で開催を予定しております。 以上、報告とさせていただきます。
議長	他、皆さんの方から何かございますか。 なければ、 （２）１２月の業務報告 及び（３）１月・２月の業務予定について事務局から説明願います。
事務局長	（２）１２月の業務報告についてですが、１２月８日から１４日の会期で、議会１２月定例会が開催され、出羽会長、中道が出席しております。 次に、（３）１月・２月の業務予定ですが、１月９日に令和４年中札内村成人式が開催予定です。今年度は参集範囲を限定しての開催ということでご案内をいただいております。 １月中旬に農地あっせん委員会を予定しております。 次に２月の予定ですが、２月１日～２日、釧路・根室・十勝地区女性農業委員研修会が釧路市で開催予定で柚原委員が参加予定です。

	2月18日、会長・職務代理者・事務局長研修会が帯広市で開催予定で、出羽会長、島次代理、中道が出席予定です。 また同日、十勝農委連第5回役員会が開催予定で出羽会長が出席予定です。業務報告及び業務予定は以上です。
議長	続きまして (4) あっせん報告について 事務局から説明願います。
事務局	【あっせん報告について朗読説明】
議長	次に(5)電気通信事業法に基づく電気通信業(携帯電話)の用に供する施設の設置に係る届出について、事務局から説明願います。
事務局	議案の25ページをご覧ください。 本案件については、農地法施行規則第29条第1項第16号及び第53条第1項14号による農地転用の制限の例外となっており、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系の中継施設を設置するために必要な道路若しくは敷地に供するため農地を農地以外にする場合は、許可によらず届出で良いとされております。
議長	【報告の1番について朗読説明】 よろしいですね。 以上で報告事項を終わります。 次に、議案の審議へ移ります。
事務局	議案第1号 合意解約通知の成立状況の確認について 1番から3番まで、事務局から一括して説明願います。 【議案第1号 1番～3番について朗読説明】 本案件につきましては、書類等の不備はなく、農地法第18条第1項第2号の規定に基づく引き渡し前6ヶ月以内に成立した双方合意による解約がされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えます。 説明は以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、番号1番～3番について一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、それぞれ採決に入ります。 議案第 1 号 合意解約の番号 1 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	議案第 1 号 合意解約の番号 1 番は、原案どおり可決決定されました。 次に、合意解約の番号 2 番について、採決を行います。 番号 2 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	合意解約の番号 2 番は、原案どおり可決決定されました。 次に、合意解約の番号 3 番について、採決を行います。 番号 3 番について、承認決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	合意解約の番号 3 番は、原案どおり可決決定されました。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (1) 賃借権設定の 1 番ですが、 この案件は、阿部委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。 (休憩) (阿部委員・退席)
議長	それでは会議を再開します。 (1) 賃借権設定の番号 1 番について事務局から説明願います。
事務局	【(1) 賃借権設定の番号 1 番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権の番号 1 番について、現地確認委員の意見を求めます。 6 番 西野委員 何か補足などありませんか。

西野委員	ありません。
議長	１０番 真野委員 何か補足などありませんか。
真野委員	ありません。
議長	それでは議案第２号（１）賃借権設定の番号１番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（１）賃借権設定の番号１番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第２号（１）賃借権設定の番号１番は、原案どおり可決決定されました。 暫時休憩いたします。 （阿部委員入室・着席）
議長	会議を再開いたします。 次に（１）賃借権設定の番号２番について事務局から説明願います。
事務局	【（１）賃借権設定の番号２番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権の番号２番について、現地確認委員の意見を求めます。 ６番 西野委員 何か補足などありませんか。
西野委員	ありません。
議長	１０番 真野委員 何か補足などありませんか。
真野委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号２番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（１）賃借権設定の番号２番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第２号（１）賃借権設定の番号２番は、原案どおり可決決定されました。 次に（１）賃借権設定の番号３番について事務局から説明願います。
事務局	【（１）賃借権設定の番号３番について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 賃借権設定の番号３番について、現地確認委員の意見を求めます。 ２番 埴田委員 何か補足などありませんか。
埴田委員	ありません。
議長	４番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	それでは、賃借権設定の番号３番について、質疑を受けたいと思います。 質疑はありますか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 議案第１号（１）賃借権設定の番号３番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、議案第２号（１）賃借権設定の番号３番は、原案どおり可決決定されました。 次に議案第２号（２）使用賃借権設定の番号１番から３番まで一括して事務局から説明願います。
事務局	【議案第２号 番号１番～３番について朗読説明】 なお、いずれの案件につきましては、別紙でお配りしている資料、調査書Ｐ４、Ｐ５、Ｐ６のとおり農地法第３条第２項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

	説明は、以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありました。
	使用貸借権設定の番号 1 番について、地区担当委員からの意見を求めます。
	2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	9 番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権設定の番号 1 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。
	議案第 2 号(2) 使用貸借権設定の番号 1 番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	使用貸借権設定の番号 1 番は、原案のとおり可決決定されました。
	次に、使用貸借権設定の番号 2 番について、地区担当委員からの意見を求めます。
	2 番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	9 番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権設定の番号 2 番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	(「ありません。」の声)
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。

	議案第２号（２）使用貸借権設定の番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
	使用貸借権設定の番号２番は、原案のとおり可決決定されました。
	次に、使用貸借権設定の番号３番について、地区担当委員からの意見を求めます。
	２番 埤田委員 何か補足などありませんか。
埤田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは、使用貸借権設定の番号３番について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。
	議案第２号（２）使用貸借権設定の番号３番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	使用貸借権設定の番号３番は、原案のとおり可決決定されました。
	次に、
	議案第３号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について
	賃貸借の番号１番から１６番まで一括して事務局から説明願います。
事務局	【議案第３号 賃貸借番号１番～１６番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。
	それでは、番号１番から１６番について、一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）

議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番から番号１６番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番から１６番は原案どおり可決されました。 次の賃貸借の１７番については、八田委員が当事者となっている案件ですので、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。 暫時休憩いたします。 （休憩） （八田委員・退席）
議長	それでは会議を再開します。 賃貸借の番号１７番について事務局から説明願います。
事務局	【議案第３号 賃貸借番号１７番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。
事務局	それでは、番号１７番について、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１７番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１７番は原案どおり可決されました。 暫時休憩いたします。 （八田委員 入室・着席）
議長	会議を再開いたします。 利用権移転の番号１番から５番まで一括して事務局から説明願います。

事務局	【議案第３号 利用権移転番号１番～５番について朗読説明】
議長	ただ今、事務局から説明がありました。 それでは、番号１番から５番について、一括して質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 議案第３号 利用権移転の番号１番から番号５番について原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番から５番は原案どおり可決されました 次に、議案第４号、現況証明願の承認について 番号１番について、事務局から説明願います。
事務局	【議案第４号について朗読説明】
議長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは番号１番について、現地確認委員３名を代表して ７番 水崎委員に意見を求めます。 何か補足などありませんか。
水崎委員	【補足説明】
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め、採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定されました。 次に、議案第５号 職権による登記地目変更願について 番号１番から２番について、一括して事務局から説明願います。
事務局	【議案第５号について朗読説明】

議長	ただいま事務局から説明がありました。 番号１番について現地確認委員の意見を求めます。 ４番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号１番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は原案どおり可決決定しました。 次に番号２番について現地確認委員の意見を求めます。 ４番 八田委員 何か補足などありませんか。
八田委員	ありません。
議長	９番 鎌田委員 何か補足などありませんか。
鎌田委員	ありません。
議長	それでは番号２番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないということですので、質疑なきものと認め採決に入ります。 番号２番について、原案どおり可決決定することに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号２番は原案どおり可決決定しました。

	以上で議案の審議を終わります。 次に日程５の協議事項に入ります。 次に５の協議事項に移ります。 （１）農地のあっせんについて事務局から説明願います。
事務局	【（１）農地のあっせんについて朗読説明】
議長	ただいま説明がありました。 それでは、売買の番号１番について質疑を受けたいと思います。 質疑はありませんか。
委員	（「ありません。」の声）
議長	質疑がないようですので、番号１番について、あっせんすることに異議ありませんか。
委員	（「ハイ」の声）
議長	それでは、番号１番は、あっせんすることに決定いたします。 それでは売買の番号１番について、あっせん委員の指名をします。 ３番 李委員、７番 水崎委員、１３番 出羽を指名いたします。 次に協議事項（２）その他については、事務局からないようですので、皆さんから何かございますか。
委員	（「ナシ」の声）
議長	ないようですので、続いて、日程６その他ですが、 （１）次の総会の日程について 事務局から願います。
事務局長	次回の総会ですが、１月２５日（火）、午後１時３０分からでお願いいたします。
議長	次回の総会は、１月２５日火曜日の午後１時３０分からということをお願いいたします。 その他 事務局から何かありますか。
事務局	ありません。
議長	その他 皆さんから何かありますか。

委員 議長	(「ありません。」の声) それではないようですので、最後の総会ですので少しだけ挨拶をさせていただきます。 1年間大変どうもご苦労様でございました。今年もコロナウイルスに翻弄された1年だったと思います。現在は十勝地方0人ということで少し落ち着いているようではありますが、オミクロン株、あちこちで市中感染が広がっており、北海道にもいつ入ってくるかわからない状況にございます。年末年始においてはですね、十分、感染対策、健康に留意されることを望みます。 また牛乳ですね、年末において大量廃棄が予想されている状況でございます。皆さん方も少しずつ牛乳飲む量を増やしていると思いますけども、ぜひ年末に牛乳をいっぱい飲んでですね、廃棄を絶対に避けるような形をとっていきなというふうに希望いたしますので、そのようなことをふまえながらですね、良いお年を迎えていただきたいなと思います。 1年間大変どうもご苦労様でございました。 以上で第18回総会を閉会いたします。 (「お疲れ様でした」の声) (14時39分閉会)
---------------------	---